

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンドの評価結果を公表します。

## 株式会社ジャックス 第24回無担保社債に Green 1 を付与

|      |   |  |
|------|---|--|
| 評価対象 | : | 株式会社ジャックス 第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）          |
| 分類   | : | 普通社債   |
| 発行額  | : | 100億円  |
| 利率   | : | 0.300%   |
| 発行日  | : | 2019年4月16日   |
| 償還日  | : | 2024年4月16日   |
| 償還方法 | : | 満期一括償還   |
| 資金使途 | : | 太陽光発電システム等の設置を主な目的とするソーラーローンの実行のために調達された資金のリファイナンス |

### <グリーンボンド評価結果>

| 総合評価          | Green 1 |
|---------------|---------|
| グリーン性評価（資金使途） | g1      |
| 管理・運営・透明性評価   | m1      |

## 第1章: 評価の概要

株式会社ジャックスは、1954年創業の信販会社。ショッピングクレジットやオートローンなどのクレジット事業、カード事業、家賃保証や集金代行等のペイメント事業、銀行個人ローンや住宅ローンの保証などのファイナンス事業を行っている。

ジャックスは、地球環境の保全・管理が人類共通の重要課題であることを認識し、未来を見据えて、環境負荷の軽減と資源の節約に配慮した企業活動に取り組み、社会全体の環境保全・管理に努めることを目標として掲げており、同社内部での環境活動のみならず、クレジット事業などにおけるCO<sub>2</sub>削減に貢献する商品の提供を通じて環境改善に資する取り組みを推進している。

今般評価対象となる社債（本社債）は、ジャックスが発行する期間 5 年の無担保社債である。本社債の資金使途は、ジャックスの全国の加盟店から個人および法人顧客に提供している、主に太陽光発電システムの設置を目的としたローン（ソーラーローン）の実行のために調達した資金のリファイナンスを予定している。JCR は、ソーラーローンの資金使途が太陽光発電システムであり、省エネ性能の高い設備であることを確認した。対象は、(1) 適切な手続きのもとで工事が行われることにより、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されないこと、(2) 工事が建築基準法にのっとって行われることによって、適切に環境改善効果を発現する蓋然性が高いこと、(3) 実行に際しては、工事中および完工後に関して補償制度を設けていることから、環境面で懸念されるリスクが適切に回避されていることを確認した。したがって、今般の資金使途の対象は、再生可能エネルギーとして環境改善に資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。また、ソーラーローンのうち充当対象となる債権について管理体制が構築され、本社債の償還までの期間を通じて対象となるプロジェクトに実質的に資金が充当される体制が整備されていることおよびジャックスが環境問題を重要な課題と認識し、具体的な取り組み事項を定めた上で推進していること、本グリーンボンドについて十分な開示の準備があることを確認した。

以上より、本社債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green1”とした。評価結果については次章で詳述する。また、本社債は、グリーンボンド原則<sup>1</sup>および環境省によるグリーンボンドガイドライン<sup>2</sup>において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

---

<sup>1</sup> ICMA（International Capital Market Association）グリーンボンド原則 2018 年版

<sup>2</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版

## 第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

### 評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本社債の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

#### (1) 評価の視点

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

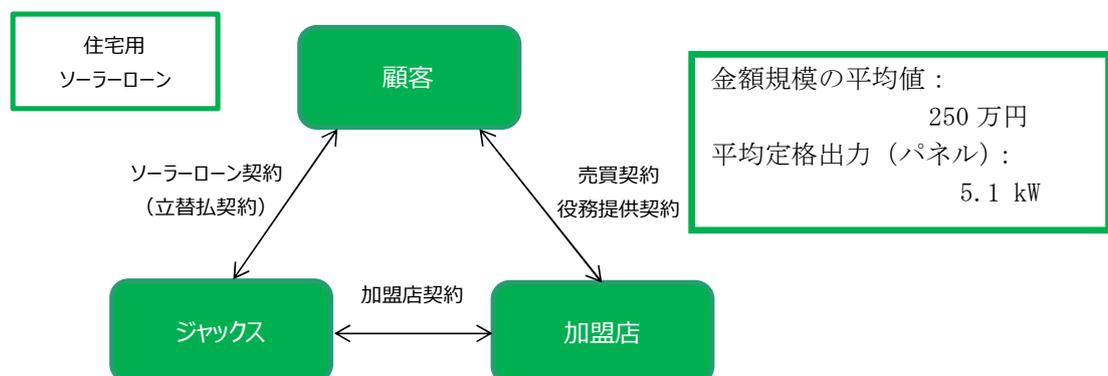
##### 資金使途の概要

##### a. プロジェクトの環境改善効果について

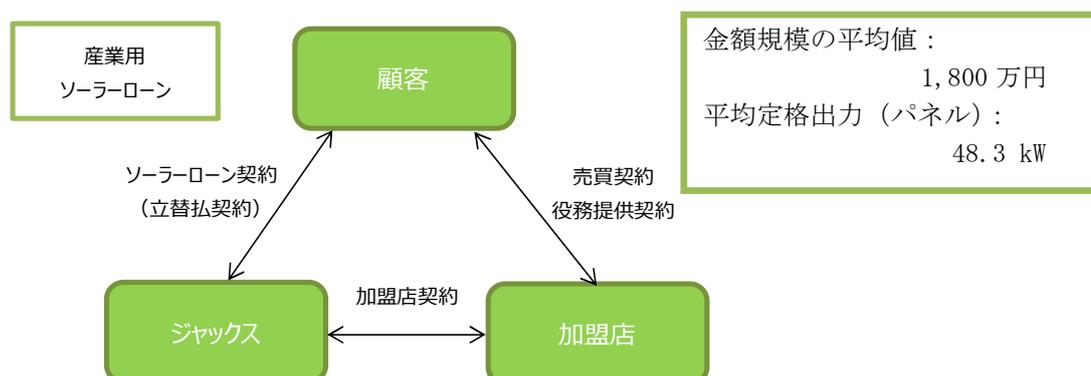
- i. 資金使途の100%が太陽光発電システムの設置を目的としたソーラーローンであり、CO<sub>2</sub>削減効果が期待される。

今般の資金使途の対象は、ジャックスが顧客に対して提供するソーラーローン（残債型）という商品である。当該商品は、ジャックスが提携している加盟店を通じ、太陽光発電システムの設置を目的として一般家庭または発電事業者に対して実行する割賦債権である。加盟店が取り扱う太陽光発電システムの設置にかかる代金について顧客が分割払いを希望した場合に、ジャックスが加盟店に対して一括して立替払いを行うものである。

ジャックスは、固定価格買取制度の開始前の1998年からソーラーローンの取扱いを開始しており、太陽光発電システムの向上および顧客のニーズの変化に合わせて業務を展開することにより実績を伸ばしている。今後、固定価格買取制度の縮小など、太陽光発電システムの設置の需要が不透明になる要因もあるが、ジャックスは、蓄電池などの設置に関する需要を取り込むなどして、引き続き環境商品に注力するとしている。



住宅用ソーラーローン（10kW未満）の金額規模の平均値は約250万円で、設置される太陽光パネルに関して想定される平均の定格出力は5.1kWである。



一方、産業用ソーラーローン（10kW 以上 50kW 未満）の金額規模の平均値は約 1,800 万円である。設置される太陽光パネルに関して想定される平均の定格出力は 48.3 kW である。顧客の住所に関しては、ジャックスの支店網を反映して、個人顧客、法人顧客ともに所在地は全国に分散されている。

- ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち再生可能エネルギーに該当し、日本の新エネルギー政策において分散型電源の 1 つとして重要な役割を担っている。

再生可能エネルギーの中でも、住宅用太陽光発電システムは、需要地に隣接して分散配置される分散型電源の一つとして、日本の電力供給の安定およびリスク分散の観点から重要である。将来の電力供給形態を大規模集中型から小規模分散型へ移行しようとする動きもある。第 5 次エネルギー基本計画では、国内資源が限られ、自然災害の多い日本にあっては、個人等需要家に近接した小規模太陽光発電システムは非常用電源としても利用可能であることから、今後一層の普及が期待されている。また、ピーク時の供給過剰を勘案すると、蓄電池等との組み合わせにより長期安定的な電源として成熟していくことが期待されている。

2009 年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された住宅用太陽光発電システムは、2019 年以降順次、10 年間の買取期間が終了する。政府は、買取期間終了後は小売電気事業者との相対契約による余剰電力の売電、電気自動車の普及やオール電化住宅の増加に伴う自家消費を促進することを意図している。買取制度終了直後は需要が一時的に低下する可能性があるものの、中期的には、自家消費型ライフスタイルの浸透、小売電気事業者等の業容拡大等による相対契約の普及等によって、住宅用太陽光発電システムに対する継続的な資金需要が見込まれる。

## b. 環境に対する負の影響について

ジャックスは、ソーラーローン契約の締結に際して、顧客に契約内容および契約意思の確認を行い、ローンの対象となる工事が適切に行われるよう手当している。また、工事終了後には、顧客に電話と書面による完工確認を行い、太陽光発電システムが確実に稼働する仕組みを確保している。

太陽光発電システムの設置を行う加盟店に関しては、販売方法や過去の施工実績の確認を含めた厳格な加盟店調査がなされており、適切に工事が行われる蓋然性は高い。

ジャックスでは、加盟店および顧客向けに総合補償制度（ジャックスソーラー総合補償制度）をオプションとして提供している。加盟店に関しては、ローン契約の対象となる工事中に発生した事故、顧客に対しては設置された太陽光発電システムが火災・台風・落雷などの天災による破損などを対象として、一定期間補償されるものとなっており、ソーラーローンにより設置された太陽光発電システムが確実に環境改善効果を発現するのに資するものとなっている。

## c. SDGs との整合性について

資金使途の対象となるソーラーローンは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、JCR では以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

**ターゲット 3.9** 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



### 目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.2.** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



### 目標 8 : 働きがいも経済成長も

**ターゲット 8.2.** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



### 目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

**ターゲット 9.1.** すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

**ターゲット 9.4.** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標 11 : 住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.3.** 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



### 目標 12 : 作る責任、使う責任

**ターゲット 12.4.** 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



### 目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

**ターゲット 13.1.** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

## 評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

### 1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

#### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

#### (2) 評価対象の現状とJCRの評価

##### a. 目標

ジャックスは、「コーポレート・ガバナンス基本方針」に「『消費者の安心・安全な暮らし』、『環境にやさしい、便利で快適な社会』」をサポートし、持続可能な社会の実現に事業を通じて貢献していくことを目標として掲げており、本社債の資金使途である太陽光発電システムの設置に係るローンの実行は、当社の方針に整合的である。

##### b. 選定基準

資金使途の対象資産は、ジャックスが太陽光発電システムの設置を目的として顧客に対して実行するソーラーローンのうち、予め決められた以下の適格基準を満たすものとして定められている。

[適格基準]

- ・抽出時点でローンの実行後2年以内である
- ・ジャックスが直接立替払いを行っている
- ・抽出時点で流動化の対象となっていない
- ・3ヶ月以上の延滞債権ではない

対象となる資産の選定に際しては、財務部の担当者が債権を選定し、選定した債権についてクレジット企画部がグリーン適格資産としての妥当性を確認する。当該選定基準は下記 c. に記載されたプロセスを経て経営陣の承認を得ている。

##### c. プロセス

ジャックスにおける環境への取り組みは、総務部が中心となり全社的な方針を定め、その他本部各部署および各営業店が業務を通じて環境保全、管理に関する取り組みを行っている。また、ジャックスの主要事業であるクレジット事業を通じて環境に配慮した商品をサポートするため、クレジット企画部が所管部署として再生可能エネルギーの代表格である太陽光発電システム、蓄電池などの環境商品の普及に貢献するためのローンを提供している。

今般、本社債の資金使途の対象となる資産をソーラーローンとすることに関しては、財務部の担当者が専門部署であるクレジット企画部などに確認しグリーン適格性を判断したうえで起案し、社内稟議により、取締役専務執行役員（CFO）の決裁を取得することにより、決定している。

上述の選定基準およびプロセスは、本評価レポートに概要が記述されており、投資家に対する透明性が確保されている。

## 2. 資金管理の妥当性および透明性

### (1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

本社債の発行代わり金は、ジャックスによって実行されたソーラーローンのために調達した資金のリファイナンス（コマーシャル・ペーパーの償還）を用途としており、これ以外の目的に充当される予定はない。

本社債の発行代わり金はジャックスの口座に入金された後、概ね 2 ヶ月以内に財務部の担当者によりコマーシャル・ペーパーの償還に充当される。また、ジャックスは、本社債が償還されるまでの間、上記 1. (2)b. に記載の適格基準を満たすソーラーローンを本社債の発行金額を超えるよう選定し（選定されたソーラーローンを「ソーラーローンプール」という）分別管理を行うこととしている。

分別管理されたソーラーローンプールは、財務部の担当者が社内システムを用いて定期的に残高の確認を行い、確認の結果について財務部長に報告することを予定している。ソーラーローンプールの残高が社債の発行金額を下回る場合には、財務部の担当者により適格基準を満たすソーラーローンを抽出し、ソーラーローンプールに追加すること、もしくは当該下回った金額に相当する現金を未充当資金として銀行口座に預け入れることが予定されている。

## 3. レポーティング体制

### (1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

#### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、本社債により調達した資金は、全額が速やかにコマーシャル・ペーパーの償還に充当されるため、未充当資金にかかる期中のレポーティングは現在のところ想定されない。また、本社債が償還されるまでの間、ジャックスは本社債の発行金額を上回るソーラーローンプールを分別管理することとしているが、当該ソーラーローンプールの残高が本社債の発行金額を下回り、実質的な未充当資金が発生する場合には、同社は未充当資金が発生した時点および爾後の充当状況に関してレポーティングすることを予定している。

#### b. 環境改善効果に係るレポーティング

資金用途の対象となるソーラーローンの概要については本評価レポートの評価フェーズ 1 に記載のとおりである。今後、ジャックスは年に 1 回、ソーラーローンの対象となる太陽光発電システ

ム等の設置を行ったことによる推定発電量および推定 CO<sub>2</sub> 削減量について、住宅用ソーラーローンと産業用ソーラーローンそれぞれについて環境改善効果を計算した上で、同社のウェブサイト等で定期的な開示を行う予定である。

なお、ジャックスは本社債の償還日まで、レポートの状況の正確性について年に1度 JCR の第三者レビューを受ける予定である。

## 4. 組織の環境への取り組み

### (1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

### (2) 評価対象の現状と JCR の評価

ジャックスは、株主をはじめとした顧客、取引先、社会や環境などのあらゆるステークホルダーの信頼と期待に応え、ジャックスグループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたり、企業の社会的責任（CSR）を重視した経営を進めている。コーポレート・ガバナンス基本方針において、『消費者の安心・安全な暮らし』、『環境にやさしい、便利で快適な社会』をサポートし、持続可能な社会の実現に事業を通じて貢献していくことがジャックスグループの社会的責任』として、社会福祉・環境・教育などの課題に積極的に取り組むことが企業価値の向上のために重要であると考えている。

環境に関しては、地球環境の保全・管理が人類共通の重要課題であることを認識し、未来を見据えて、環境負荷の軽減と資源の節約に配慮した企業活動に取り組み、社会全体の環境保全・管理に努めることを目標として掲げている。ジャックスでは、ジャックスグループが地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識した上で、環境負荷の軽減と資源の節約に配慮した企業活動に取り組むために「ジャックスグループ環境基本規程」を制定しており、総務部がグループ全体として取り組むべき環境保全への取り組みの推進、環境問題に関する諸報告の取り纏めなどを行うこととしている。また、エリア単位、営業店単位等で管理者を設置し、具体的な環境管理に関する取り組み事項の実行や点検を行っている。

ジャックスは改正省エネ法の特定事業者として、年間1%以上のエネルギー使用量の削減を行うことで CO<sub>2</sub> 排出量の削減に取り組んでおり、2015年度からエネルギー使用量と原単位について、前年度比削減率を公表している。また、今般資金使途の対象となっているソーラーローンをはじめとしたクレジット事業や再生可能エネルギー発電設備の運営を通じて CO<sub>2</sub> 排出量の削減へ貢献している。この取り組みの一環としてジャックスは、2014年6月に創業の地である北海道函館市に太陽光発電システムによる発電所を建設し寄贈している。また、これら環境を含めた ESG への取り組みの策定においては、外部コンサルティング会社からアドバイスを受けている。

以上により JCR では、ジャックスが環境問題を経営の優先課題と位置付け、中核事業において環境に配慮する取り組みを、外部専門会社も活用しながら行っていることを確認した。

## ■評価結果

本社債について、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”とした。この結果、「JCR グリーンボンド評価」を“Green1”とした。また、本社債は、グリーンボンド原則および環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

|         |    | 管理・運営・透明性評価 |         |         |         |         |
|---------|----|-------------|---------|---------|---------|---------|
|         |    | m1          | m2      | m3      | m4      | m5      |
| グリーン性評価 | g1 | Green 1     | Green 2 | Green 3 | Green 4 | Green 5 |
|         | g2 | Green 2     | Green 2 | Green 3 | Green 4 | Green 5 |
|         | g3 | Green 3     | Green 3 | Green 4 | Green 5 | 評価対象外   |
|         | g4 | Green 4     | Green 4 | Green 5 | 評価対象外   | 評価対象外   |
|         | g5 | Green 5     | Green 5 | 評価対象外   | 評価対象外   | 評価対象外   |

## ■評価対象

発行体：株式会社ジャックス（証券コード：8584）

### 【新規】

| 対象                              | 発行額   | 発行日        | 償還日        | 利率     | 評価  |
|---------------------------------|-------|------------|------------|--------|---|
| 第24回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド) | 100億円 | 2019年4月16日 | 2024年4月16日 | 0.300% | JCRグリーンボンド評価：Green1<br>グリーン性評価：g1<br>管理・運営・透明性評価：m1 |

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

## 本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点または発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR グリーンボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャル・ペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンボンド評価**：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル